

## 【介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書】

この「重要事項説明書」は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務契約の締結をするにあたり、利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

### 1. 担当する地域包括支援センターの概要

名 称	八女市東部地域包括支援センター
設 置 者	八女市
所 在 地	〒834-1292 八女市黒木町今1314番地1
電 話 番 号	0943-42-1119
指定年月日	令和6年4月1日
事業の種類	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
事業所番号	4002300111

### 2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業は、利用者ができる限りその住み慣れた地域において、その尊厳を保持し、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するものです。利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供します。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。</li><li>2 事業の実施にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。併せて、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健、医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</li><li>3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供されるサービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス</li></ol>

	<p>事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。</p> <p>4 事業の運営にあたっては、八女市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設等、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努めます。</p> <p>5 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p>
--	--

### 3. 職員の職種、人数

職種		人数
管理者		1名（常勤）
専門職	保健師または経験のある看護師	2名以上
	社会福祉士	2名以上
	主任介護支援専門員	2名以上
	介護支援専門員	4名以上
	事務・その他	—

### 4. 通常の事業実施地域

黒木・立花・上陽・矢部・星野地区

### 5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、八女市の休日を定める条例（平成元年八女市条例第17号）に規定する休日を除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

### 6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供、内容等について

#### サービス利用までの流れ

介護保険要支援認定において、「要支援1」または「要支援2」と認定された方、または第1号介護予防支援事業の対象となる方（事業対象者）に、下記の手順で介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書（ケアプラン）を作成し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成し、サービス利用等についての支援をします。

#### ①利用申し込み

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書により、利用の申し込みを行っていただきます。

\*申し込みについては東部地域包括支援センター（以下「当事業所」という。）で代

行できます。

## ② 契約

(1) 当事業所の重要事項説明書を説明し、了承いただいた後、契約を締結します。

### (2) 業務の一部委託

事業者は、利用者の同意を得たうえで、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが行えると認めた居宅介護支援事業者に対し、業務の一部を委託することができるものとします。また、利用者は、委託した居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

## ③ 課題の把握（アセスメント）

利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族に面接して、利用者の有する生活機能や健康状態、置かれている環境等の日常生活の状況を把握し、利用者や家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。

## ④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書（以下「ケアプラン」という。）の作成

### (1) サービス選択

利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供するとともに、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてケアプランに位置付けるよう努めます。

利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防支援事業所等の紹介を求めることやケアプランに位置付けた指定介護予防サービス・事業等の選定理由を求めることが可能です。

### (2) 原案作成

利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者等、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載したケアプランの原案を作成します。

## ⑤サービス担当者会議

サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報をそれぞれのサービス担当者とは共有するとともに、ケアプラン原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めます。

## ⑥利用者の同意

作成されたケアプラン原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

## ⑦サービス利用開始

### **ケアプランの実施状況等の継続的な把握、評価**

実施状況及び利用者の状況の把握を行い、必要に応じて、ケアプランの変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行います。

#### ① モニタリング

モニタリング等を行うために、次のいずれかに該当する場合には、利用者の居宅を訪問し面接します。なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、指定介護予防サービス事業者等を訪問する等の方法により、可能な限り利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を取り、利用者の状況把握を行います。

(ア) アセスメント実施時

(イ) 介護予防サービス等提供開始月の翌月から起算して3月に1回

(ウ) 介護予防サービス等の評価期間が終了する月

(エ) 利用者の状況に著しい変化があったとき

#### ② 評価

ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

#### ③ケアプランの変更、要介護認定等に係る申請の援助

ケアプランの変更や要支援認定区分の変更等、ケアプラン作成に関する必要な支援を行います。

### **給付管理**

ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月の給付管理を作成し、福岡県国民健康保険団体連合会に提出します。

### **その他**

#### ① 相談及び説明

+介護保険制度及び介護予防等に関し、幅広くご相談に応じます。

#### ②医療機関との連携及び主治医への連絡

(1) ケアプランの作成時又は変更時及びサービス利用時において必要なときは、利用者の同意を得たうえで、関係する医療機関や主治医と連携を図り、意見を求めるとともに当該ケアプランを交付します。

(2) 利用者又はその家族は、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

#### ③施設入所等の支援

利用者が介護保険施設等への入所を希望されるときは、利用者に施設に関する情報提供やその他の必要な支援を行います。

## 7. 利用料金

介護保険法の規定に基づいて介護保険から給付されますので、ご契約者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用料金負担はありません。（法定代理受領）ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金を受け取ることができない場合は、サービス利用料金の全額をお支払ください。

○介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメントA費：4,420円/月

○介護予防ケアマネジメントB費：3,100円/月

○初回加算（初回に限り1回のみ加算）：3,000円/回

○委託連携加算（指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定）  
：3,000円

○高齢者虐待防止措置未実施減算：△40円/月

○業務継続計画未策定減算：△40円/月

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

## 8. 相談・苦情

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談や苦情、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに基づき提供している各サービスについてのご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。

電話：0943-42-1119

担当：八女市東部地域包括支援センター 管理者

## 9. 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所の担当職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、事業者は、担当職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

なお、居宅介護支援事業者に対し介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する場合においても同様に秘密の保持を行います。

また、事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びご家族に関する個人情報を用いませぬ。個人情報が含まれる記録物については、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 10. 事故発生時の対応

当事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、八女市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業者が利用者に対して行った介護予防支援

及び介護予防ケアマネジメントの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者又はその家族の原因により発生した事故については、この限りではありません。

### 1 1. 第三者評価の有無

第三者評価は実施していません。

### 1 2. 都道府県・市町村相談苦情窓口

- ・「福岡県国民健康保険団体連合会」  
事業部 介護保険課（介護サービス相談窓口）  
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号  
TEL：092-642-7859 FAX：092-642-7856
- ・「福岡県運営適正化委員会」 福岡県社会福祉協議会内  
〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7クローバープラザ西棟6階  
TEL：092-915-3511 FAX：092-584-3790
- ・「八女市」  
八女市健康福祉部介護長寿課介護サービス係 TEL：0943-23-2545  
八女市健康福祉部介護長寿課介護保険係 TEL：0943-23-1353

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(介護予防支援事業者) 所在地 八女市黒木町今1314番地1  
名称 八女市東部地域包括支援センター

説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_ 八女市

氏名 \_\_\_\_\_